

教 教 評 第 1 号
令和6年4月1日

県立学校長 殿

岡山県教育委員会教育長

教職員の勤務の適正化に向けて

県教育委員会では、教員が子どもと向き合う時間を確保するとともに、心身ともに健康な状態で子どもたちの指導に当たることができるようにするため、職場における組織的な対応と教職員一人ひとりの創意工夫により、ゆとりを生み出し、総実勤務時間の縮減、職業生活と家庭生活の両立、心身ともに健康で生き生きと働ける活力のある職場づくりを目指し、教職員の勤務負担軽減に取り組んでいます。また、令和4年3月には「令和4～6年度 学校における働き方改革 重点取組」を策定し、一層の取組の促進を図っているところです。

この度、関係する取組や制度についてとりまとめて作成した「教職員の勤務の適正化に向けて」（別添資料）を改訂しました。

貴職におかれましては、この通知の趣旨を貴校の教職員に周知いただき、教職員の勤務の適正化を図り、各学校現場での働き方改革の推進及び子どもと向き合う時間の確保をお願いします。

なお、この通知は県教育庁教職員課のホームページからも閲覧することができますので、御活用ください。

教 教 評 第 1 号
令和6年4月1日

市町村（組合）教育委員会教育長 殿
（岡山市を除く。）

岡山県教育委員会教育長

教職員の勤務の適正化に向けて

県教育委員会では、教員が子どもと向き合う時間を確保するとともに、心身ともに健康な状態で子どもたちの指導に当たることができるようにするため、職場における組織的な対応と教職員一人ひとりの創意工夫により、ゆとりを生み出し、総実勤務時間の縮減、職業生活と家庭生活の両立、心身ともに健康で生き生きと働ける活力のある職場づくりを目指し、教職員の勤務負担軽減に取り組んでいます。また、令和4年3月には「令和4～6年度 学校における働き方改革 重点取組」を策定し、一層の取組の促進を図っているところです。

この度、関係する取組や制度についてとりまとめて作成した「教職員の勤務の適正化に向けて」（別添資料）を改訂しました。

貴教育委員会におかれましては、この通知の趣旨を管内の管理職及び教職員に周知いただき、教職員の勤務の適正化を図り、各学校現場での働き方改革の推進及び子どもと向き合う時間の確保をお願いします。

なお、この通知は県教育庁教職員課のホームページからも閲覧することができますので、御活用ください。